

沖縄法政研究所報

沖縄国際大学総合研究機構 沖縄法政研究所 所長 稲 福 日出夫
〒901-2701 沖縄県宜野湾市宜野湾2丁目6番1号
電話 (代表)098-892-1111(内線6115) (直通)098-893-7967

第19号
2010(平成22)年3月31日発行



沖縄国際大学総合研究機構 沖縄法政研究所



金メダルと事業仕分け

所 員 上江洲 純 子
(法学部准教授)

17 日間の熱戦を繰り広げたバンクーバーオリンピックが盛況のうちに閉幕した。

中でも今大会、日本国民が一心に期待をかけて注目したのが、フィギュアスケート女子の浅田真央選手であろう。かく言う私も、テレビの前に陣取り、息を飲んで演技を見守った一人であった。残念ながらライバルのキム・ヨナ選手を逆転することは叶わなかったが、二人の華麗な舞いに世界中が酔いしれ、惜しめない拍手を送った。

振り返ってみれば、今大会の日本のメダル獲得数は計 5 個と、前回のトリノ大会を上回ってはいるものの、結局、金メダルを 1 つも獲得することはできなかった。

一方、お隣の国、韓国、中国の活躍は目覚しく、今大会、韓国が 14 個、中国が 11 個のメダルを獲得している。両国は、国を挙げて選手育成に取り組んでいるといわれ、選手強化費総額も日本とは桁違いであったという。それが明暗を分けたと見る向きもある。バンクーバーから帰国した日本選手団長の橋本聖子氏も、早速会見で、財政面を含めた国の支援策の必要性を強く主張した。

思えば、つい 2 ヶ月前にも同じような光景を目にした記憶がある。確か、オリンピックのメダリスト達が、選手強化費などの削減を決定した行政刷新会議の事業仕分けに対して猛烈に抗議の声を上げていたのであった。

夏の競技もそうだが、特に冬はマイナーな競技が多い。不況の影響で、これまで選手育成を担ってきた企業もチームを縮小する方向に動いており、今は自治体の支援もなかなか受けられない。このような厳しい状況の中で、事業仕分けでも、メダル獲得の実績がないマイナー競技にまで国が支援をする必要性があるのかと問われた。

そしてこの議論は、そっくりそのまま大学などの高等教育機関における研究環境の整備や研究者育成の場面にも当てはまる。

事業仕分けでは、科学技術関連予算の削減や廃止を巡って名(迷)言が飛び出し、ノーベル賞受賞者らが反対会見を開くなど世間の耳目を集めたが、削減対象となった研究関連費はこれだ

けではない。その一つに「若手研究者育成事業」がある。これは、経済的不安を取り除き、若手でも研究に専念できる環境を整えるための事業であるが、成果目標の点で問題視され、その必要性が問われた。

確かに、実績を上げた競技や研究に投資する方がリスクも少ない。さらなる成果も期待できる。しかし、私たちはチャレンジスピリットを忘れてはならない。新たな挑戦の先には何が待っているか分からないが、だからこそ無限の可能性を秘めているとも言える。それは、マイナー競技の選手であれ、これから自己の研究を深化させていこうとする若手研究者であれ、変わるところはない。

翻って、わが沖縄法政研究所はどうか。

そもそも社会科学の中でも政治や法律といった分野は、理系と違って大発見があるわけでも、ノーベル賞が取れるわけでもない。研究スタイルも至って地味で、スポーツなら確実にマイナー競技に分類されるであろう。そういう領域にあって、本研究所は、若手研究者にも門戸を開き、彼らに自己研鑽を積み、成果を発表する場を提供している。私自身もその恩恵に与った一人として、こうした姿勢は大いに評価されるべきであると思う。

本来、本研究所のような大学附置の研究機関には、スペシャリストである研究者が、その成果を地域社会に還元していくことが求められている。しかし同時に、未来のスペシャリストを養成するインキュベーション施設の役割を担っていることも忘れてはならない。

かつて、手足が短い東洋人は絶対に勝てないと言われたフィギュアスケートが、本家の欧州勢に「アジアに追いつけ」とまで言わしめるような競技に成長した。かの浅田選手も、次のソチ大会での金メダル獲得を力強く宣言している。

本研究所も負けてはいられない。4 年後は難しくともいつの日か金メダル級の成果をあげることを目指して、これからも新たな研究人材の発掘、育成に邁進していくことが重要である。

(うえず・じゅんこ)



李登輝氏にお会いして —李登輝の「沖縄へのメッセージ」

法学部法律学科教授 芝田秀幹

日本国の西の防衛ラインは、沖縄県の与那国島ではなく台湾であるといわれる。この指摘が妥当なものかについては十分な議論が必要であるが、ただ台湾が日本国、とりわけ沖縄県にとって安全保障、文化交流、経済等のいずれの面においても重要な位置を占めていることは、異論のないところであろう。

一昨年6月、筆者（芝田）はその台湾を訪れ、中華民国（「中華民国台湾」）第8・9代総統の李登輝氏とお会いし、話を伺う機会を得た。ただ、その内容については、それが、当時尖閣諸島沖で台湾の漁船が海上保安庁の巡視船に衝突、沈没し、日台間の政治的・軍事的緊張が高まっていた最中での、この問題に関する李登輝氏のナマの発言を含むものであったことから、筆者はこれまでその内容を文章化するのを控えてきた。しかし、その後事態は鎮静化し、尖閣諸島問題はなお予断を許さないものの、特段その内容を公表することにリスクはないと判断するに至ったので、今回、李登輝氏の日本国そして沖縄県へのメッセージを改めて公にすることにした。氏が直截に語った沖縄論は、政治学に関心のある者でなくとも知的食欲がそそられるものであろう。

李登輝氏は実によくお話をして下さった。ご自宅での話ということもあったろうが、非常に饒舌であられた。話は、ご自身の京都帝国大学学生生活、学徒出陣、台湾大学教員生活から、国民党入党、蔣経国による台北市長任命、副総統・総統就任、中華民国憲法改正、総統選挙導入、さらには現在の馬英九国民党政権や懸案の尖閣諸島問題など多岐に亘り、舌鋒鋭くそれらに関して縦横に話された。もちろん、日本国、とりわけ沖縄に関しては大変熱心に語られた。そこで以下、李登輝氏の沖縄へのメッセージを4つにまとめて報告したい（なお、李登輝氏の発言は、当日録音したものから起こしたものである。また〔 〕内は筆者による補遺である）。

一つ目は、当時大きな問題となっていた、そ

して今もなお燻り続けている尖閣諸島を巡る問題である。この問題について、李登輝氏は次のように述べられた。

「尖閣列島の話が出ています。尖閣列島は台湾のものじゃない。尖閣列島は始めから沖縄のものだ。日本のものだ。バカな奴が、中国人というのはこう考える。この女性は綺麗だからこいつは俺のものだと言って手放さない。」

「台湾大学のある教授は、まだこんなこと〔尖閣諸島は台湾の領土だ〕を言っている。ある会議で訊いた、『お前どこから聞いたんだ』と。何か日本の本で、佐々木か何か左翼の人間が何の表紙に書いたかもしれないが、尖閣列島は台湾に属するとかかんとかやっている。それを歴史の先生が信じてその通り話している。〔だから、その先生に言った。〕『お前は何を言っているんだ一体。お前は歴史の先生じゃないか。どこに証拠があるんだ。出せ。台湾を日本に割譲するときに、北緯南緯東経の中に尖閣列島が入っているか？ 関係ないじゃないか』とね。」

このように、李登輝氏は明確に尖閣諸島は日本国の領土だと断言した。その上で、今回の事故に関して、興味深い事実を打ち明けてくれた。

「私は考え方はっきりしているから。この連中〔沈没した漁船の乗組員〕たちは香港から来た奴だ。おまけに漁船の問題は、私が総統時代に基隆の漁船など話して終わっている。日本の農林省との間にいろんな交渉ができあがっているんだ。今回来たのは魚釣り、香港の人間がわざわざあんなことやって。今の馬英九は、昔、ハーバードの大学におった時はこの運動に参加して、あんなことやった男だから、彼に一花持たせようと思っている。魚釣りの船が沈んだから、『どうもすみません』、『沈んだ分だけは賠償しますから』、それを大々的に宣伝している。まるで尖閣列島は台湾のものだとして言わんばかりの顔をして言っている。私はこの社会あまり好きじゃない。好きじゃない理由は、こんな嘘を平気で言うしね。」

事故後間も無く、日本側が海上保安庁の巡視船の過失を認めて謝罪を表明し、3000万円相当の賠償で和解が成立したが、それを馬英九総統は（香港の中国人をバックに）政治的に最大限利用している、と李登輝氏は見るのである。さらに、当時、この問題を巡って台湾の行政院長が瀬戸際外交的に「最終手段としての軍艦派遣も排除できない」との見解を示したことについても、氏は次のように話した。

「台湾が軍艦を出す？ 嘘だよ。ああいう元気はないですよ。口だけ。（中略）軍隊を出すなんて、そんなこと話聞く必要ない。私に言わせると、ここにおける軍隊というのは一体どれだけ力あるか。僕なんかよく知っているから。そういうふうなことで騙されてはいけない。そういう必要性はない。」

これは、日本国と台湾の緊張が高まっている最中に李登輝氏が話されたことである。政治の第一線から退いている身とはいえ、またそれがあくまで個人的な見解であるとはいえ、世界的にかなりの影響力を持つ李登輝氏のこうした発言は、大変大胆かつ衝撃的である。しかし、こうした氏の強いメッセージがあるがゆえに、日本国も尖閣諸島は自国の領土だと毅然とした態度で主張できる。事実、李登輝氏は、この3ヵ月後、日本を訪問された際にも同様の発言をし、メディアでも採り上げられ、それが後ろ盾ともなって沖縄県議会は同年12月8日に「尖閣諸島は沖縄県石垣市に属する、我が国固有の領土である」とする決議を全会一致で採択することができたのである。

二つ目は、沖縄の将来についてである。李登輝氏は政治的指導者らしく政策提言という形で話をされた。その一つが、ネットワークの拠点としての沖縄である。

「沖縄のような問題は島々になっているから、この島をどう利用するかという問題が出てくる。島々だから。この島の連絡、一番重要なのはコミュニケーションだよ。沖縄は日本とかアジアとかの国々のために宇宙衛星でコミュニケーションをやる組織を、日本人〔他府県民〕を呼んできて、外資の資本家を呼んできてやらせるんだよ。沖縄を中心にした一つのコミュニケーションシステムを作り上げる。非常に大事だ。」

首里城正殿の梵鐘に刻み込まれている銘文であり「沖縄のこころ」とも言われる「万国津梁」（世界の架け橋）を想起させる李登輝氏の発言である。

もちろん、沖縄に強い想いを抱く氏が「万国津梁」を知らないはずはない。

次に、自身の研究者時代の専門であった農業政策や、エネルギー政策に関しても次のように述べられた。

「今の沖縄の農業としては何が大事かということ。宮崎辺りでアップルマンゴーを作って1個1万円で売ろうとしている。あんなバカなことを、もちろん実験としてはいいだろうが、あんなものやっても可哀想。（中略）ああいうこと真似する必要はないんだ。非常な浪費になる。今日は皆さんに差し上げたいと思っていた台湾のアップルマンゴーに似たようなものでこんなに小さいものだけど、アップルマンゴーとあまり変わらない。台湾でできるものを沖縄でもやれないかという問題。だいたい気候的に似ている。台北の北部に今デンプがある。デンプというのは昔はインドネシアよ。今台湾のデンプはこんな大きくなっている。こんなのは北部でもちゃんとできるから、おそらく沖縄ではかなりできるはず。農業の上においてこういう新しい品種を沖縄でもだんだんやっていく必要がある。日本〔他府県〕という市場があるからね。」

「次は、沖縄のような列島の中では、おそらく与那国と台湾の間において黒潮を利用して発電所をやる。これは大きな考え方で、これをやれば大変なことになる。与那国と台湾の間狭いから。日本では今のエネルギー節約では役立つ問題じゃないかと思う。」

いずれも、実に大胆な発想であり、大胆な政策提言である。こうした意見は、もちろん、沖縄県内での政治や経済を巡る議論においても出ているはずであろう。しかし、他国のそれもその一県に過ぎない沖縄の産業に関して、ここまで具体的な施策を構想し、提言しているところに、一流の政治的指導者たる所以を垣間見ることができる。

三つ目は、沖縄県民のアイデンティティの問題である。李登輝氏は、沖縄県民、そして今の日本国民に日本人としてのアイデンティティを強く求められた。

「日本の若い人々はもう少し国にアイデンティファイする。日本人に『お前どこの人間だ』と言えば、『日本人だよ』と言うけれど、心があまりない。日本ということを頭の中に入れてやっていない。私さえよければいい。台湾もっとひどい。『お前どこの人間だ』。『私は…』。頭で一

回考える。『台湾人だけど、中国人だよ』という
ゴタゴタした考え方の中に生きているものが多
くてね。(中略)“Who am I?” 私は誰だ。沖
縄というのはもはやこの問題はないと思う。沖
縄は、日本における最も南にある一つの領土と
して、日本人として、どうやっていくべきか。
こういうような目で強い沖縄を作る。そういう
必要があるでしょう。」

日本人としてのアイデンティティを持て。こ
れが沖縄の若者、そして若き日本国民へのメッ
セージである。英語の identify には「同一視する、
同定する」などの謂いが含まれるがゆえに、か
つての新川明、川満信一らの「反復帰論」者、
あるいは野底土南、大宜味朝徳、そして現今の
屋良朝助らの「琉球独立論」者、さらには野村浩也、
知念ウシらの近時の「ポスト・コロニアリズム」
系の“アカデミシヤン”にとってはかなりの違和
感・憤懣感を覚える発言であろう。しかし、指
導者は「堅固な組織をつくることに努めなけれ
ばならず、それがなしえて初めて、彼の担う共
同体の希望に満ちた未来図を描くことができる」
(李登輝『最高指導者の条件』)と確信している
李登輝氏にとって、沖縄県民および他府県民に
日本国という組織・共同体の一員たることの自
覚を要請するのは、当然過ぎることといえようし、
筆者も李登輝氏の意見に賛同する。

ただし急いで付け加えれば、その一方で、李
登輝氏は他府県に見られない沖縄県独自の様々
な特徴を大切にすべきともいい、筆者はこの見
解にも全面的に賛同する。しかし、氏は沖縄の
独自性を中国との関係のなかから、つまり沖縄
の「中国的なるもの」という側面から導き出す
のは誤りだと断じられた。

「沖縄というのは、明の時代に交流があったか
ら、いろんな人間を沖縄に派遣してきているで
しょう。(中略)それで、沖縄にかなり左翼的な
考え方を持っている人が沖縄と中国大陆を結び
付けようという考え方が非常に強い。沖縄は、
交通、商業的な形で大陸との関係をどうのこ
うのと言いますけど、私の見方では、沖縄は今更
こういう考え方を持つ必要はないと思う。そう
いう考え方を持つてはいけない。沖縄は沖縄と
しての立場を、沖縄人としてあるべき姿とい
うのを作り直していく。だから、ここで中国と
の関係とかかんとか、過去の歴史がどうであ
ったか私はあまりそんなに分らない。過去の歴史
は過去の歴史として残ったとして、将来という

ものは我々で作っていかねばならない。私
はいつも思う。こういう考え方がある。『歴史
は変えられない。将来は変えられる』というの
が私の考え方。だから、将来どういふふう
に我々が自分で沖縄を持ていか〔が重要だ〕。」

日本人であることを前提にして、また中国
からの影響などをあまり気にかけずに、沖縄県
民は沖縄としての立場を、沖縄人としてある
べき姿を求めよ。「歴史的に変えられないが、
将来は変えられる」。これが李登輝氏の発言
の主旨である。沖縄県の元知事の稲嶺恵一、
そして現知事の仲井真弘多は知事選の際に中
国帰化人であることを誇り、選挙リーフレ
ットに中国人祖先の姓(稲嶺は毛氏、仲井
真は蔡氏)を誇示したと仄聞している。彼ら
が、沖縄と中国の関係を強調することへの
李登輝氏の否定的態度について何と語るか、
興味深いところである。

そして四つ目は、以上を踏まえた上での日
本および沖縄への厳しい苦言である。李登輝
氏は、まず最近の日本について次のように
厳しく批判された。

「今の日本に対して非常に心配したり、憂
うことは日本のリーダーシップの問題。(中
略)これからの日本はなんか道をつけなく
ちゃならない。その指導者がとっても必要
だ。中国人に会ったらペコペコするし、ア
メリカ人が言えば『は一つ』とおとなしく
聞くし、自主性を持たない。どうしてそう
いう人間になったかなあ。昔はそうじゃな
かった。少し乱暴だったかもしれないが、
人間の尊厳と強さがなければダメですよ。」

「私たちは20数年間、日本教育で鍛えら
れた。自制、我慢、人のために奉仕する、欲
望を持ったらいけないとか。後で『武士道』
の解題を書いたんだ。日本にもそういうの
が今なくなりかけているから。『武士道』
は高等学校1年の時に勉強したものだ。取
り返して書き直したものだ。」

日本国における真のリーダーの欠如、また
その状態を下から支えている我々日本国民
への苦言である。終戦まで日本国民として
生き、「日本の教育の中で豊富な知育と徳育
を受けられ、それを通して知識や知恵に目
覚め、『人間いかに生くべきか』という根
本的な哲学や理念を身につけてきた」李登
輝氏は、今の慨嘆すべき「指導者層の責任
回避と転嫁」や「官僚の腐敗」という日本
国の状況を打破するには、戦後足蹴にされ
た「日本人特有の指導理念や道徳規範」、す
なわち「武士道」を復活させることが必要
である、

と著書『「武士道」解題』で説いている。上記の氏の発言とはつまり、日本国に真のリーダーがいなくなった原因の一つは、日本人全体が武士道精神を失ったことにあるということだ。無論、こうした日本主義的な精神論には批判もあるであろう。しかし、私見では拝金主義や功利主義、利己主義が蔓延するわが国において、氏の発言を日本の外交や教育への「苦言」というよりも、魂を失いマモノイズムにまみれた日本人全体への大局的見地からの直観的な「警告」と捉えればどうであろうか。少なくとも、李登輝氏のこの発言を単なる懐古趣味の類と捉えるのは適切ではなかろう。

さらに、李登輝氏のこのラインに沿った批判は、いわば「補助金漬け」となっている沖縄にも向けられた。そしてその発言は極めて厳しいものとなった。

「今、沖縄の人間に希望したい。沖縄の人間は強く立たないとダメ。アメリカとか日本国内から甘やかされ過ぎている。本当は、沖縄の人間はもう少し座禅でも組んで、ニーチェが言うようにラクダになれ。苦しい、熱い、重い荷物を担いで歩くラクダになる。ラクダを越えてから初めてライオンになる。ライオンを越えた後は超人になる。これを具体的に教育などいろんな面で持ち込んでいく。」

これは、李登輝氏が若き頃に体得した思想的土壌、すなわちカーライルに始まり、ゲーテ、ニーチェ、ショーペンハウアー、カント、ヘーゲル、マルクス、さらには阿部次郎、西田幾多郎、倉田百三、鈴木大拙、内村鑑三、新渡戸稲造に至る、その極めて広範な氏の思想的土壌から発せられた、まさしく至言であり沖縄に対する苦言である。「良薬は口に苦し」ともいうが、これは沖縄に対する「愛のムチ」であろう。沖縄県は、「単独州」や「自治州」など、政治的な自治を求める言論や運動は盛んであるが、個人レベル、県民各人レベルでの人間的自立、人格的自立を促す、あるいはそれを求めて現状を批判する発言はあまり聞かれない。むしろ、沖縄県内・日本国内からではなく、台湾の元リーダーから手厳しくそのことを指摘され、自立を促されること自体に、沖縄の深刻な問題があるとも言い得る。今後、沖縄県民が「自治州」「単独州」を目指していくのであれば、あるいはそうでなくても日本国という民主主義国家の質的向上、つまり「国家としての自治」の促進を沖縄県民が他府県民と

もに目指していくのであれば、「自治の覚悟」を促す李登輝氏の苦言は十分吟味すべきものであろう。

李登輝氏は、台湾が求めていたエスニックな自己主張のための「人格的シンボル」といわれるが、ご自宅での二時間弱という限られた時間での会談からそう指摘される理由がよく理解できた。つまり、李登輝氏の圧倒的な存在感であり、カリスマ性であり、またその明敏な頭脳であり、鋭い論理であり、明快な言葉であり、さらにその表情や振る舞いからほとばしる情熱であり、優しさであり、厳しさであり、一言で言えば並々ならぬ人間力である。李登輝氏は今年齢 87 を数えるが、今後も未永くお元気で世界、日本国、とりわけ言論面で動脈硬化を来たしている沖縄に対して、忌憚のない意見を開陳していただくことを、沖縄から念じている。

ただ、李登輝氏と直にお話できたという僥倖を別にして、この対談前後から筆者周辺で生じた出来事を総括すると、真の意味での自由主義者を自認する筆者としては、帰国後に特に巻き込まれた、台湾や沖縄を巡る政治運動、およびその関係者との煩雑なやり取りには少々辟易した。彼らのやり方や勉強の程度を批判するつもりはない。研究者はやはり研究に専念すべきであって、運動やら何やらに手を出すのは知識人、特に社会科学の研究者としては知的に誠実ではない、ということを感じただけである。政界進出を果たす前、アメリカで博士号を取得し、台湾大学にて助手、講師、助教授、教授として教育・研究に従事してきた、政治的指導者としてではなく研究者としての李登輝氏に、この「学問と政治」という点についてどう思われるかを伺えなかったのが、いささか心残りではある。

(しばた・ひでき)



第30回 研究会

日 時：2009(平成21)年5月29日(金)

午後4時30分～

場 所：沖縄国際大学 13 号館

テーマ：「制約されるアメリカ大統領
ーニクソンの福祉改革をめぐるー」

報告者：向井 洋子 氏

(筑波大学大学院生・沖縄法政研究所特別研究員)



〔報告要旨〕

現代アメリカは、2 極化とさえいえる状況にある。保守の共和党とリベラルの民主党という明確な色分けがなされているなかで、オバマ大統領は、分断したアメリカを再統合しようとしている。この試みは成功するのだろうか。これを考える上で、今を遡ること 40 年前、ニクソン大統領が行ったアメリカ再統合の試みを振り返ってみたい。

1960 年代の市民運動の高まりによって分裂したアメリカを再統合するために、ニクソンを選んだのは福祉制度改革であった。幅広い人材を登用して作成された福祉制度改革法案は、世論の支持も得ることができた。しかし、議会に送られると、保守とリベラルが手を結び、改革案を骨抜きにしてしまった。本報告は、福祉政策をめぐるイデオロギーに着目して、なぜこのような合意が成立したのかを考えるものである。

第20回 講演会

日 時：2009(平成21)年6月17日(水)

午後1時～2時30分

場 所：沖縄国際大学 5 号館

テーマ：「沖縄国際大学の学生に期待する
～自立の時代の教育を考える～」

講 師：川上 辰雄 氏

(北中城村教育長[当時])



〔講演要旨〕

いつの時代でも若者は社会変革の原動力であり、午前8時半の太陽の如く世界を照らし出す。音楽・映画・ファッション・文学・スポーツ等に至るまで、若者文化が社会に与える影響は計り知れない。ただ、「学生時代」というのは、「モラトリアム」(人間が成長して、なお社会的義務の遂行を猶予される期間)として案外世間からは温かく見られているようだ。この度、「私学の雄」沖国大の優秀な学生を相手に「標記の演題」で、「講義」する機会を頂いた。有り難いことである。教育行政のしくみ、教育改革、家族・地域社会への関わり、歴史へのまなざし等々について、高校教師 30 年・村の教育行政 4 年間のささやかな体験から学んだ事柄を話してみたい。

ポイントは、「多様性の承認・共通性の発見」と「世界をコーディネート」できる若者の育成である。

第21回
講演会

日 時：2009(平成21)年7月7日(火)

午前 9 時～ 10 時 30 分

場 所：沖縄国際大学 3 号館

テーマ：「アメリカの陪審員制度に学ぶ
ー裁判員制度開始にあたってー」

講 師：サブリーナ S. マッケンナ 氏
(ハワイ州第 1 巡回裁判所判事・元ハワイ大学准教授)



〔講演要旨〕

今年 5 月 21 日から、日本でも裁判員制度が実施されました。私達は、いつ「裁判員」になるかもしれません。その日にそなえて日頃から、裁判に関心をもつことは、とてもよいことです。主権者である私達の司法参加の機会が増せば増すほど、私達の法的教養がひろがるだけでなく、法的なものの考え方が身に付き、日本社会に「法の支配」が定着します。

始まったばかりの裁判員制度の特色を知るためにも、私達が「アメリカの陪審員制度に学ぶ」ことはいろいろあります。裁判員制度や陪審員制度には、それぞれ長所と短所があることも事実です。本講演では、巡回裁判所判事として、家庭内暴力をはじめとする問題の法的解決にもあたって来られた日系のマッケンナ先生が、アメリカの法実務を踏まえた陪審員制度についてお話して下さいます。

第22回
講演会

日 時：2009(平成21)年7月14日(火)

午後 1 時～ 2 時 30 分

場 所：沖縄国際大学 5 号館

テーマ：「ボランティアコーディネーションの現状
～刈谷市民ボランティア活動支援センターの取り組みから～」

講 師：田中 利昌 氏
(NPO 愛知ネット職員・沖縄法政研究所特別研究員)



〔講演要旨〕

愛知県安城市に本部を置く特定非営利活動法人 NPO 愛知ネットは、災害救援活動を主任務とする NPO 法人である。ボランティア・市民活動センターの運営を通してボランティアの育成に日々取り組んでいる。県内 5 か所の公共施設の指定管理者として、愛知県、その他の自治体から運営を任せられ、そのうち、ボランティア・市民活動センターは 4 か所である。その中でも特に、刈谷市民ボランティア活動支援センターでの取り組みを中心にボランティアコーディネート論について報告をする。どのような方々が相談に訪れ、どのようなボランティアニーズがあるのか、実際にボランティアマッチングが成功した特徴的な事例、ボランティアマッチング成功率はどの程度あるか、などについてである。また、日本で最初の試みである企業と行政のボランティア情報のネット上での共有化についても報告する。以上の点を踏まえながら、地方都市におけるボランティアコーディネートのあり方や問題点を明らかにする。

第23回
講演会

日 時：2009(平成21)年12月22日(火)

午後2時40分～4時10分

場 所：沖縄国際大学 13 号館

テーマ：「硫黄島と小笠原をめぐる日米関係
ー統治下の沖縄と沖縄返還過程の比較ー」

講 師：ロバート・D・エルドリッチ 氏
(元大阪大学准教授・沖縄法政研究所特別研究員)



〔報告要旨〕

沖縄の復帰の4年前、硫黄島をはじめ小笠原諸島などの南方諸島は、日本に返還された。奄美群島の返還(1953年)や小笠原諸島の返還(1968年)の何れも、沖縄の返還の前例となり、大きな歴史的な意味をもっている。が、その返還過程は、十分に知られていない。本発表は、拙著の『硫黄島と小笠原をめぐる日米関係』に基づいて、その返還過程を紹介すると共に、沖縄を含む南西諸島と同様な状態に置かれていた南方諸島は何故そもそも占領され、統治されたのかの歴史背景やその比較を紹介する。

第24回
講演会

日 時：2010(平成22)年1月29日(金)

午後1時～2時30分

場 所：沖縄国際大学 13 号館 1 階 会議室

テーマ：「カント平和論 vs. ヘーゲル戦争論
ー東アジア共通政府論に向けてー」

講 師：高橋 一行 氏
(明治大学政治経済学部教授・沖縄法政研究所特別研究員)



〔講演要旨〕

カント『平和論』は、1795年に発刊され、その200周年を記念して、また、さらにその後の2001年に、アメリカが戦争を始めてから、その意義について、様々な議論がある。私はまず、それらの議論の中から代表的なものを取り上げて整理をし、その上で私自身の解釈を示す。ヨーロッパの論者の多くは、貨幣を統合し、大統領まで出したEUをモデルにして、世界政府を構想しようとする。しかしアジアの歴史と現状を知る私たちの多くは、ヨーロッパは極めて例外的な地域であり、アジアも、また世界も、EUのように統合しないだろうと考える。一方で、アメリカの論者は、民主主義が広がれば、世界は平和になると考えている。しかしアジアや世界の各地に民主主義を広げようとして、アメリカは却って戦争を引き起こしているのではないか。

カントの真意は、民主化は個々の国家の内生的な発展によるものであり、そして国家の機能はそのまま残し、ある程度民主化した国家間で、緩やかなネットワークとしての国際連合を考え、平和に至る道を示したのではないか。そしてその程度の国家間の連合ならば、アジアでも、また世界でも可能であり、問題は、そこからどうやって平和に至る道筋を見出すかということなのではないだろうか。

ヘーゲルは『法哲学』の中で、カント平和論を批判し、戦争を肯定する。両者は正反対の主張をしているようで、しかし、戦争は必然的であり、国家は戦争を通じて発展し、その中で諸個人の教養と文化を育てるという主張は、両者に共通するものである。私の見るところでは、両者の主張はほぼ重なる。問題はそうやって育てられた諸個人が、ナショナルなレベルだけでなく、ローカル、トランスナショナルといった様々な諸集団をどのように作り、それを活用していくかということである。

以上の考察を踏まえて、私はアジア連合、また国際連合のイメージとして、私は次のようなものを考えている。まずアジア通貨を作る。それぞれの国家通貨(円、元、ウォンその他)は残し、それと併用して、バスケット貨幣を考える。これは電子上の架空のもので、ネットワーク貨幣と称しても良いものである。これを国家通貨と併用することで、国家通貨の暴落を防ぐ。すでにローカルな通貨はたくさんできている。これはそのままトランスナショナルな通貨に転用できる。ローカル、ナショナル、トランスナショナルと様々なレベルでのネットワークが出来ることが、アジア連合、国際連合のベースとなるだろう。

第25回
講演会

日 時：2010(平成22)年2月12日(金)
午後2時40分～4時10分
場 所：沖縄国際大学 5号館1階 5-107 教室

テーマ：「イスラーム経済とイスラーム金融」

講 師：奥田 敦 氏
(慶應義塾大学総合政策学部教授・沖縄法政研究所特別研究員)



〔講演要旨〕

イスラーム金融とは何か。イスラーム法やイスラーム経済の全体的な枠組みの中での位置づけ、あるいはグローバル化におけるフェアトレードの在り方などとの対比も交えながら、現状と問題点を考える。

第26回
講演会

日 時：2010(平成22)年3月10日(水)
午後1時30分～3時30分
場 所：沖縄国際大学 13号館1階 13-502 教室

テーマ：「第三セクターの経営破綻と
地方自治体の財政再建」

講 師：中島 弘雅 氏
(慶應義塾大学法科大学院教授)



〔報告要旨〕

近時、地方自治体の財政破綻が注目を浴びているが、そのパターンの1つに、自治体が設立した第三セクターの経営破綻が影響を及ぼす例があるのはご存じだろうか。その典型例が、北海道夕張市の事例である。

通常、第三セクターの設立や運営のための資金は金融機関から調達するものであるが、その際に、自治体が第三セクターの債務について金融機関との間に損失保証契約（第三セクターが経営破綻した場合には、金融機関の損失分を自治体が支払う約束）を締結することがある。そのため、第三セクターが経営破綻すると、その影響が自治体本体にまで及び、財政破綻に至ることがあるのである。しかし、そこに至るまで第三セクターの赤字経営問題は表面化してこなかったのだろうか。また、こうした事態に至ったときに、自治体を破綻させずに、第三セクターを清算、再生する有効な手立てはないのだろうか。

今回は、平成19年1月に総務省に設置された「債務調整等に関する調査研究会」で、こうした問題に取り組んできた1人として、その内容を、わかりやすくお話ししたい。

活動報告Ⅱ

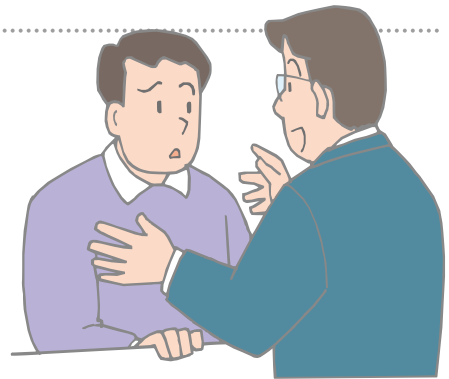
紀要『沖縄法政研究』第12号発行（2009年12月15日）

掲載内容は以下のとおりである。

- 【論 説】 中野正剛「偶然防衛（刑法上の違法性評価と当罰性についての管見）（2）」
田中 稔「わが国における損害賠償額の算定期間」
向井洋子「アメリカ福祉政策の歴史— 政策を支えたイデオロギーを中心に—」
田中利昌「ボランティアコーディネーションの現状
—刈谷市民ボランティア活動支援 センターの取り組みから—」
- 【研究ノート】 吉次公介「戦後沖縄『保守』勢力研究の現状と課題」
- 【資 料】 稲福日出夫「ヴィルヘルム・ショーフ『ベルリンにおけるグリム兄弟』—（試訳）（2）」
沖縄法政研究所第19回講演会・黒柳保則「『宮古支庁・宮古民政府・宮古群島政府』
—戦後の宮古における「自治」の原点、1945年～1952年—」
沖縄法政研究所第20回講演会・川上辰雄「変革の時代における教育へのアプローチ
～若者への期待をこめて～」

無料法律相談

本年度は7件の法律相談依頼があった。相談内容は全て民事関係（不動産、消費者契約、賃貸借）で、それぞれ専門とする所員が相談に応じた。



山城将美先生寄贈図書



左から稲福所長、山城夫人、上江洲副所長

故・山城将美先生（第2代沖縄法政研究所所長）が多年にわたり所蔵してきた貴重図書（計189冊）が、沖縄法政研究所に寄贈されました。山城先生は生前永年にわたり本学法学部教授として若者を育成する傍ら、沖縄法政研究所所長としてご尽力され多大のご功績を残されました。所員一同は今回寄贈していただいた文献資料を保存・活用させていただき、今後とも沖縄法政研究の発展に尽力していく所存です。ここに山城将美先生およびご遺族のご厚意に対し、深く感謝の意を表します。

沖縄法政研究所所員名簿

No.	役 職	氏 名	所 属	研究テーマ	
1	所長	稲 福 日出夫	法学部法律学科	教授	郷土の生んだ法律家佐喜眞興英とグリム兄弟の法学観
2	副所長	上江洲 純 子	法学部地域行政学科	准教授	倒産手続間格差は正問題について
3	所員	徳 永 賢 治	法学部地域行政学科	教授	多元的法体制論
4	所員	前 津 榮 健	法学部地域行政学科	教授	情報公開及び個人情報保護制度の諸問題
5	所員	照 屋 寛 之	法学部地域行政学科	教授	市町村合併、オンブズマン制度、行政改革
6	所員	小 西 由 浩	法学部地域行政学科	教授	犯罪予防論
7	所員	脇 阪 明 紀	法学部法律学科	教授	株式、とくに株券について
8	所員	井 端 正 幸	法学部法律学科	教授	近代フランスにおける議会制の展開
9	所員	田 中 稔	法学部法律学科	教授	不動産登記制度、損害賠償
10	所員	佐 藤 学	法学部地域行政学科	教授	地方自治 アメリカ政治
11	所員	武 田 一 博	法学部地域行政学科	教授	ニュー・ロ・フィロソフィーとエコ・フィロソフィー
12	所員	熊 谷 久 世	法学部地域行政学科	教授	生殖技術の進展に伴う国際家族法の変容について
13	所員	中 野 正 剛	法学部法律学科	教授	犯罪統制の近代化過程から考察する 未完成犯罪解釈学の推移の研究
14	所員	井 村 真 己	法学部法律学科	教授	アメリカ公正労働基準法の制定過程に関する研究
15	所員	芝 田 秀 幹	法学部法律学科	教授	西欧政治思想史
16	所員	比 屋 定 泰 治	法学部法律学科	准教授	国際機構研究、国家の裁判権免除と 基地訴訟の研究
17	所員	吉 次 公 介	法学部地域行政学科	准教授	1960～70 年代の日本外交史
18	所員	平 剛	法学部地域行政学科	准教授	公的支出に関する実証分析
19	所員	末 崎 衛	法学部法律学科	准教授	税法と民法などの私法との関係
20	所員	金 城 和 三	法学部法律学科	講師	動物生態学
21	所員	黒 柳 保 則	法学部地域行政学科	講師	米軍制下の奄美 沖縄・宮古・八重山各 群島の政治史
22	所員	野 見 収	法学部地域行政学科	講師	イデオロギーと無意識の関係についての 教育的考察
23	所員	大 城 明 子	法学部地域行政学科	講師	CALL 教育 英語学習者の英語学習 ストラテジーとビリーフについて
24	所員	坂 本 達 也	法学部法律学科	講師	①結合企業における従属社会の債権者保護－英国法を中心に ②公開買付規制－英米法を中心に ③結合企業法－米国法を中心に
25	所員	船 越 優 子	法学部法律学科	講師	モン・ローにおける信義誠実の原則
26	所員	澤 泰 人	法学部法律学科	准教授	日英語物語文における事態認識の様式と 言語表現の差異に関する翻訳論的 アプローチ－認知言語学の枠組みから
27	所員	原 田 優 也	産業情報学部企業システム学科	教授	商学概論 マーケティング情報処理
28	所員	カレン・ルパーダス	産業情報学部産業情報学科	教授	親族関係と慣習法・法律上の女性・法律 用語
29	所員	洲 鎌 博 克	産業情報学部産業情報学科	准教授	新金融商品と税法について
30	所員	漆 谷 克 秀	総合文化学部英米言語文化学科	教授	ドイツ現代叙情詩 パウル・ツェラーン 研究
31 ◎	所員	砂 川 かおり	経済学部地域環境政策学科	講師	米軍活動に係る環境政策・法研究
32	専任所員	大 山 盛 義	法学部地域行政学科	教授	非対等な当事者間の契約に生じる諸問題

◎印は新所員（2009 年度）

沖縄法政研究所特別研究員名簿

No.	氏 名	職・肩書き等	専門分野
1	友 利 博 明	税理士（友利博明税理士事務所）	税法
2	三 木 健	元琉球新報社 副社長	沖縄文化
3	森 尾 忠 憲	元流通経済大学 教授	政治学
4	小 泉 勝	小泉勝司法書士事務所 代表者	司法書士業務関係
5	福 里 芝 人	沖縄女子短期大学総合ビジネス学科専任講師	民法
6	仲 地 博	沖縄大学法経学部 教授	行政法・憲法
7	海老澤 美 廣	弁護士	国際私法、国際民事訴訟
8	前 田 成 東	東海大学 教授	行政学
9	○ 成 田 善 一	琉葉 社長	商法
10	○ 知 念 賢 諭	浦添市建設部道路課	政治学
11	福 里 盛 雄	沖縄国際大学 名誉教授	身分法
12	宮 平 魏 秀	沖縄国際大学 名誉教授	物権法
13	松 田 朝 徳	弁護士（松田朝徳法律事務所）	民事・司法改革
14	朝 崎 咄	浦添市総務部市政情報室 主幹	行政法
15	比屋根 照 夫	琉球大学 名誉教授	政治思想史
16	田 澤 元 章	名城大学 准教授	商法・金融法
17	○ 山 本 研	明治学院大学法学部准教授	民事訴訟法、倒産法
18	○ 緑 間 榮	沖縄国際大学 名誉教授	国際法
19	○ 緑 間 英 士	Earth 進学塾 常勤職員（公民科講師）	国際法
20	○ 篠 田 四 郎	名城大学大学院法務研究科 教授	企業法、知的所有権法
21	○ 木 村 裕 三	名城大学法学部 教授	刑事法学（刑事政策）
22	○ 増 田 雅 暢	内閣府参事官（少子高齢化対策第一担当）	社会保障法
23	○ 金 城 和 昌	社会福祉法人 緑樹会 常務理事	介護保障
24	○ 山 田 恵 子	元沖縄大学講師	高齢者福祉
25	○ 黒 島 健	石垣市副市長	地方行政・法制・情報公開
26	○ 中 原 俊 明	琉球大学 名誉教授	商法
27	○ 大 内 義 三	亜細亜大学法学部教授	民事訴訟法
28	新屋敷 文 春	沖縄国際大学 名誉教授	DNA鑑定方法論
29	上 地 一 郎	名古屋大学大学院法学研究科特任講師	沖縄法制史
30	豊 田 雅 幸	立教大学立教学院史資料センター学術調査員	日本近現代史、日中関係史、大学史
31	○ 垣 花 豊 順	沖縄県労働委員会会長	刑事訴訟法
32	○ 阿波連 正 一	静岡大学法科大学院教授	沖縄の土地問題

No.	氏 名	職・肩書き等	専門分野
33	○ 下 地 勝	サポート・オフィスみらい(社労士・行政書士事務所)所長	労働法・社会保障法
34	○ 奥 田 敦	慶應義塾大学総合政策学部教授	イスラームの法と社会
35	○ 伊志嶺 恵 徹	元沖縄国際大学法学部教授・琉球大学名誉教授	胎児の人権について
36	○ 伊 波 和 正	沖縄国際大学名誉教授	イギリスの少年法 コモン・ロー関係、少年法関係
37	○ 儀 部 和歌子	弁護士(儀部和歌子法律事務所)	憲法
38	○ 石 川 朋 子	沖縄国際大学非常勤講師	社会学
39	○ 屋 良 栄 作	那覇市議会議員	政治学
40	羽 月 章	愛媛大学法学部准教授	民法学(子どもの権利の保護)
41	我 部 政 男	山梨学院大学法学部教授	日本近現代史
42	土 江 真樹子	滋賀大学経済学部特任准教授	沖縄戦後美術 沖縄返還 沖縄戦など
43	安次富 哲 雄	琉球大学 名誉教授	民法学
44	仲宗根 忠 真	弁護士(うるま法律事務所)	憲法
45	仲宗根 京 子	沖縄大学非常勤講師	商法
46	向 井 洋 子	筑波大学院生	アメリカ研究 アメリカ政治史 社会保障研究
47	Robert D.Eldridge	米国海兵隊在日海兵隊基地外交政策部(G-5)次長	日本政治外交史 日米関係論 戦後沖縄史
48	崔 鐘 植	九州大学大学院法学研究員	刑事政策・少年法 日韓刑事法比較
49	鎌 田 晋	琉球大学大学院法務研究科生	国際民事訴訟法
50	◎ 田 中 利 昌	NPO 愛知ネット職員	ボランティアコーディネート論 NPO 論
51	◎ 高 橋 一 行	明治大学政治経済学部教授	政治思想史、政治学方法論、教育行政

◎印は新規特別研究員(2009年度)

○印は更新(2009年度)



さんごしょう

藤沢周平と、 私の労働者派遣法「研究」

専任所員 大 山 盛 義

(法学部教授)

時代小説作家・藤沢周平（1927 年生－1997 年没）の作品で『用心棒日月抄』という人気シリーズがある。多くの優れた藤沢作品の中でもこの「用心棒」シリーズはかなり面白い、と私は思う。

まさに「用心棒」の話である。藩内の陰謀に巻き込まれ、婚約者の父親を斬り殺し脱藩し江戸へ逃亡した剣客の青江又八郎が用心棒として様々な事件に立ち向かい活躍するという筋である。江戸で浪人暮らしをする青江又八郎は喰うために「犬」の用心棒やら「商家」、「武家」の用心棒、それが無い時には普請現場での人足など様々な仕事をする。青江又八郎に仕事を紹介するのが、狸のような容貌をした「口入れ屋の吉蔵」。青江又八郎は吉蔵の店に出向き、仕事先を紹介してもらいそこへ赴いて用心棒などとして一定期間働く。口入れ屋としての抜け目の無さやしたたかさもあるが、憎めない、そして青江又八郎との付き合いから「情」もかいま見せる、そんな人物として吉蔵は描かれている。吉蔵の仕事は今でいう民間有料職業紹介業に該当する。堅苦しくいうと労働者供給事業の一種である。吉蔵は紹介先からも仕事を紹介された青江又八郎のような者からも紹介料をとる。ただし現代では労働者から紹介料をとることは原則として認められていない。

藤沢周平の江戸時代から話しは飛ぶ。

大正時代の紡績工場女工を扱った細井和喜蔵『女工哀史』（1925〔大 14〕年）、明治時代前半の製糸工女工を扱った山本茂美『あゝ野麦峠』（1968〔昭 43〕年）は有名なルポルタージュである。この二作品にも労働力を集め工場の送り出す「労働者供給」事業者（募集人）の存在が報告されている。細井は「この「募集人」という奴は要するに女衞であって実に始末におえない者だ。彼は資本主義社会制度が資本家の手先なる彼に与えた邪道な権利と、自己の劣悪な人間性とをもって社会に恐るべき害毒を流しつつあるのだ」（細井『女工哀史』岩波文庫 68 頁）と述べる。また山本も「工場から来た〈尾のない狐〉といわれた募

集人のずるがしこい顔やその手先、さてはそれをもの珍しそうに見つめている貧しい飛騨の農家の人たちの顔が浮かんでくる」（山本『あゝ野麦峠』朝日新聞社 75 頁）と書いている。女工募集方法は、会社が自分達で直接行う「直接募集」（出張募集）と、会社から募集一切を委ねられた募集人が行う「嘱託募集」があったとされる（細井・67 頁）。

再び小説に戻る。「貧困」の社会問題化の影響が最近人気が復活しているらしい小林多喜二の『蟹工船』（1929〔昭 4〕年）では周旋屋と呼ばれた職業紹介事業者が次のように描かれている（「青空文庫」より）。

周旋屋にだまされて、連れてこられた東京の学生上りは、こんな筈（はず）がなかった、とブツブツ云っていた。

「独（ひとり）り寝だなんて、ウマイ事云いやがって！」

「ちげえねえ、独り寝さ。ゴロ寝だもの」

学生は 17、8 人来ていた。60 円を前借りすることに決めて、汽車賃、宿料、毛布、布団（ふとん）、それに周旋料を取られて、結局船へ来たときには、一人 7、8 円の借金（！）になっていた。それが始めて分ったとき、貨幣（かね）だと思って握っていたのが、枯葉であったより、もっと彼等はキョトンとしてしまった。——始め、彼等は青鬼、赤鬼の中に取り巻かれた亡者のように、漁夫の中に一かたまりに固（かたま）っていた。

規制されていない労働者供給事業の怖さが窺い知れる。労働者は、仲介業者にピンハネされた上、知らないうちに借金を背負わされ、紹介先では契約によって拘束され働かされ逃げられない。労働者保護法が貧弱な時代、労働者の呻吟（しんぎん）を多喜二は伝えている。

同じ小説でも藤沢『用心棒日月抄』の口入れ屋吉蔵には「ほのぼの」感が漂う。民間の有料職業

紹介事業のこの違いはどこから来るのだろうか。「小説だから」と身もフタもない結論が脳裏を横切る。否、浪人といえども武士である求職者と町人との身分関係が微妙なバランスを醸しだし「ほのぼの」感になったかもしれない、あるいは江戸時代にも既に資本主義経済体制が整っていたとされるが、産業革命の影響によって明治以降、職人などの手工業から労働集約型の機械工業へと生産様式が変わり剥き出しの資本主義体制が構築されつつあった社会経済的背景の差かな、などとあれこれ考えをめぐらせる。

さて第二次世界大戦敗北後、日本は新憲法の下、労働関係法が次々と作られた。職業安定法(1947年)もその一つである。戦前戦中に行われていた民間の労働者供給事業(職業紹介も含む)は、親子分といった前近代的な人間関係、労働者を過酷な労働へと追い込む、ピンハネが横行等、多くの弊害が指摘され職業安定法によって労働組合が行う場合を除き全面的に禁止された。しかし時代は移ろう。「社会経済情勢の変化」や「労働者の意識の変化」などを理由に、労働者供給事業の一部を取り出し合法化したのが「労働者派遣法」(1985年)である。労働者派遣法は一応「ピンハネ」などの弊害を心配して当初は遠慮がちに「労働者派遣事業」を認めていた。しかし時代は80年代中頃からの「バブル」とその後の「バブル崩壊」。「経済のグローバル化」の流れもあって「派遣労働者」の利用可能性をもっと拡大せよ、

との産業界からの要請が高まり、2000年前後から当初の法規制は徐々に取り除かれ企業が派遣労働者を利用しやすい環境が整えられた。立法当初は「控えめ」に派遣労働者の利用を認めていたが、最終的にはあらゆる業種に派遣先は派遣労働者を利用することが可能になった。しかし派遣労働者とはごく一部をのぞき、その多くは低賃金で、しかも期間を限定されて雇用されるので、それは紛れもなく「不安定雇用」であり、その利用拡大は不安定雇用労働者の増大を意味するものであった。結局、「労働者派遣」「派遣労働」は「日傭い派遣」「ワーキング・プア」「派遣切り」といったニュースソース(社会問題)になるに至った。なお、2010年3月19日(金)、労働者派遣法の改正案が、閣議決定されたとの報に接した。

開き直っていうと、分野を問わず研究成果とは多くの無駄(のように見えること)の積み重ねから辛うじて生じるわずかな上澄みをすくい取ったようなものであろう。研究アイデアやヒント、内容への肉付けは、本来の研究テーマとは一見なんの関係もないような情報から得られることはよくある話である。私は大学院生時代から労働者派遣法を研究している。締切間際 of 原稿を抱えながら「現実逃避」で藤沢周平本を耽読していた私は思いがけず日本における労働者供給事業の歴史的展開を考え始め再び原稿にとりかかるところになった。

(おおやま・せいぎ)

編集後記

2009年3月末に研究所事務室が新築の13号館に移転し、さらに学内事務組織も改編され2009年度からはこうした「新しい」ことが多い中で事業活動を行ってきた。慣れない環境ではあったが事務方の奮闘により滞ることなく事業活動が遂行できホッとしている。(大山)